

議会棟 Wi-Fi 整備事業契約書

奈良県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、議会棟 Wi-Fi 整備事業について、次のとおり委託契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、乙に対し、甲の指定する施設内における Wi-Fi 環境の整備業務（以下「本業務」という）を委託し、乙はこれを受託する。本業務の目的は、甲の施設内で安定したインターネット接続を提供するための Wi-Fi 環境を構築することとする。

（委託料）

第2条 契約代金は、金 円（うち消費税 円）

（契約期間）

第3条 本業務契約期間は、令和7年12月 日から令和8年2月26日までとする。

（業務内容及び仕様書の遵守）

第4条 乙が実施する本業務の具体的な内容は、甲が別途作成する「仕様書」（以下「本仕様書」という）に基づいて遂行されるものとする。

2 乙は、本仕様書に従い、誠実に本業務を遂行するものとする。

3 本業務の実施場所は、奈良県議会棟（奈良県奈良市登大路町30）とする。

（個人情報の保護）

第5条 乙は、この契約による委託業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡禁止）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、又はその業務の一部もしくは全部を請負わせてはならない。

（再委託等の禁止）

第7条 乙は、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。

3 前項の場合において、乙は第三者の行為について甲に対して全ての責任を負うものとする。

(業務の内容の変更等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し書面により業務の内容を変更し、又は委託期間の変更を求めることができる。この場合における業務の内容又は委託期間は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(実績報告及び完了検査)

第9条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく甲に対して業務完了報告書を提出し、検査を受けるものとする。

2 甲は、前項の報告書を受理したときは、その日から起算して10日以内に業務の成果について検査を行うものとする。

(委託料の支払)

第10条 乙は、前条第1項の検査に合格したときは、委託料を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙からの正当な請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(契約の解除)

第11条 甲又は乙は、相手方が本契約に基づき債務を履行しない場合には相当の期間を定めて催告を行い、なおその期間内に履行がないときは書面による通知をもって本契約を解除することができるものとする。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は契約金額の100分の10(乙が契約保証金の一部を納付しているときはその額から当該納付している額を控除した額)に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。

(暴力団等排除に係る解除)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等(法人にあつては非常勤を含む役員、支配人及び支店又は営業所の代表者を、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

(2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等

直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) この契約に係る下請規約又は資材、原材料の購入等の契約（以下「下請契約」という。）に当たって、その相手方が(1)から(5)のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 本契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して下請契約等の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は契約金額の100分の10（乙が契約保証金の一部を納付しているときはその額から当該納付している額を控除した額）に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。

（秘密の保持）

第13条 乙は、保安業務遂行上、乙において覚知した甲の業務内容について、第三者に漏洩してはならない。また、別記の「個人情報取扱特記事項」を順守すること。

2 前項は、本契約の終了後も効力を有する。

（契約保証金）

第14条 乙は、甲に対し、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書の規定に該当する場合は免除する。

（その他）

第15条 この契約に定めない事項又は、契約に疑義が生じたときは、甲、乙協議の上で定めるものとする。

上記契約締結の証として本証二通作成し、甲、乙各々署名押印の上、各自一通を保有するものとする。ただし、本書を電磁記録で作成する場合は、甲及び乙が電子署名を行った上、各自その電磁記録を保管する。

令和 年 月 日

甲 奈良市登大路町 3 0 番地
奈良県議会事務局
事務局長 岡本 厚也

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

<別 紙>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。